



# 鳥取県公報

平成 24 年 12 月 7 日 (金)  
第 8 4 5 4 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (795) (福祉保健課) . . . . . 2
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (796) (〃) . . . . . 3
	公共測量の実施 (2件) (797・798) (技術企画課) . . . . . 3
	公共測量の終了 (799) (〃) . . . . . 4
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (800) (東部総合事務所福祉保健局) . . . . . 4
	指定居宅介護支援事業者の廃止の届出 (801) (〃) . . . . . 4
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (802) (〃) . . . . . 5
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (803) (中部総合事務所県民局) . . . . . 5
	指定居宅サービス事業者の指定 (804) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 6
	指定介護予防サービス事業者の指定 (805) (〃) . . . . . 6
	土地改良区の役員の就退任 (806) (西部総合事務所農林局) . . . . . 6
◇ 公 告	土地収用法による審理の開始 (2件) (技術企画課) . . . . . 7
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活環境課) . . . . . 8
◇ 調達公告	制限付一般競争入札の実施 (警察本部会計課) . . . . . 9
◇ 正 誤	平成20年11月11日付鳥取県告示第733号中訂正 . . . . . 11
	平成21年6月30日付鳥取県告示第448号中訂正 . . . . . 11

# 告 示

## 鳥取県告示第795号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年12月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
株式会社エルフィス	米子市両三柳193-3	エルルの24時間ホームヘルパー	米子市両三柳193-3	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	平成24年9月1日
鳥取市	鳥取市尚徳町116	鳥取市立病院	鳥取市の場一丁目1	居宅療養管理指導	平成24年10月1日
株式会社やざ友和苑	八頭郡八頭町宮谷200-4	デイサービスセンターやざ友和苑	八頭郡八頭町宮谷200-4	通所介護	平成24年11月1日
社会福祉法人日翔会	日野郡日野町根雨730	福祉用具貸与販売事業所あいご	日野郡日野町根雨899-1	福祉用具貸与	平成24年10月1日
社会福祉法人伯耆の国	西伯郡南部町落合646	グループホームおちあい	西伯郡南部町落合480	認知症対応型共同生活介護	〃

### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
鳥取市	鳥取市尚徳町116	鳥取市立病院	鳥取市の場一丁目1	介護予防居宅療養管理指導	平成24年10月1日
株式会社やざ友和苑	八頭郡八頭町宮谷200-4	デイサービスセンターやざ友和苑	八頭郡八頭町宮谷200-4	介護予防通所介護	平成24年11月1日
社会福祉法人日翔会	日野郡日野町根雨730	福祉用具貸与販売事業所あいご	日野郡日野町根雨899-1	介護予防福祉用具貸与	平成24年10月1日
社会福祉法人伯耆の国	西伯郡南部町落合646	グループホームおちあい	西伯郡南部町落合480	介護予防認知症対応型共同生活介護	〃

### 3 特定福祉用具販売事業者

名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業所の名称	特定福祉用具販売事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人日翔会	日野郡日野町根雨730	福祉用具貸与販売事業所あいご	日野郡日野町根雨899-1	平成24年10月1日

### 4 特定介護予防福祉用具販売事業者

名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業所の名称	特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地	指定年月日
----	------------	--------------------	---------------------	-------

社会福祉法人 日翔会	日野郡日野町根 雨730	福祉用具貸与販売事業 所あいご	日野郡日野町根雨899- 1	平成24年10月1日
---------------	-----------------	--------------------	-------------------	------------

**鳥取県告示第796号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年12月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人 健推会	倉吉市宮川町 155-18	認知症高齢者グループホ ーム「いわきの里」	倉吉市宮川町153-7	平成22年11月28日

## 2 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名 称	居宅介護支援事業所の 所在地	変更年月日
株式会社アド バン	鳥取市若葉台北 四丁目7-1	居宅介護支援事業所わか ば	鳥取市若葉台北六丁目 1-9	平成24年9月24日

## 3 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人 健推会	倉吉市宮川町 155-18	認知症高齢者グループホ ーム「いわきの里」	倉吉市宮川町153-7	平成22年11月28日

**鳥取県告示第797号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成24年12月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成24年11月22日から平成25年3月31日まで
- 3 作業地域 米子市上福原六丁目及び七丁目並びに皆生温泉一丁目

**鳥取県告示第798号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、境港市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成24年12月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（地形図作成）
- 2 作業期間 平成24年11月30日から平成25年3月22日まで
- 3 作業地域 境港市西工業団地、外江町及び渡町

#### 鳥取県告示第799号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、西部総合事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成24年12月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域 米子市宗像
- 3 終了年月日 平成24年11月21日

#### 鳥取県告示第800号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年12月7日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人あすなる会	鳥取西デイサービスセンター	鳥取市西品治280-1	平成24年11月14日	平成24年12月1日	訪問入浴介護

#### 鳥取県告示第801号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年12月7日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日
社会福祉法人あすなる会	美和あすなる居宅介護支援センター	鳥取市赤子田451	平成24年11月14日	平成24年12月1日
〃	鳥取湖南居宅介護支援センター	鳥取市松原253-1	〃	〃

**鳥取県告示第802号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年12月7日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人あすなる会	鳥取西デイサービスセンター	鳥取市西品治280-1	平成24年11月14日	平成24年12月1日	介護予防訪問入浴介護

**鳥取県告示第803号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成25年1月15日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年12月7日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

- 1 申請のあった年月日  
平成24年11月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人倉吉鴨水館
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
杉本 美智子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
倉吉市下田中町801
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、鳥取県中部地区にある高等学校の卒業生を主たる対象として、大学進学に向けた学力の向上を総合的・多面的に支援する活動を行うことで、もって実利を越え真理探究、社会貢献を志向し、21世紀をリードする主体的な学習者の育成に寄与することを目的とする。

**鳥取県告示第804号**

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年12月 7 日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
全国医療介護管理センター株式会社	デイサービスセンターわらしべ	米子市福市1685－9	平成24年12月 1 日	通所介護

**鳥取県告示第805号**

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第53条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年12月 7 日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
全国医療介護管理センター株式会社	デイサービスセンターわらしべ	米子市福市1685－9	平成24年12月 1 日	介護予防通所介護

**鳥取県告示第806号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大山土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成24年12月 7 日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

## 退任した役員の氏名及び住所

理事	田 中 定	西伯郡大山町稲光10
〃	汐 田 修 市	西伯郡大山町妻木463
〃	長谷川 禎 宏	西伯郡大山町保田11
〃	谷 野 宣 明	西伯郡大山町平田140
〃	生 田 伸 一	米子市淀江町今津256－ 1
〃	森 田 増 範	西伯郡大山町國信324
〃	車 和 則	西伯郡大山町末長47－ 1
〃	国 野 正 好	西伯郡大山町上野203
〃	門 脇 広	西伯郡大山町平木96
〃	小 原 敏 裕	西伯郡大山町唐王689
〃	坂 田 正 利	西伯郡大山町中高423

〃 小 原 收 西伯郡大山町豊房1621  
〃 小 掠 齊 西伯郡大山町豊房1357  
〃 谷 野 雄 治 西伯郡大山町今在家446  
〃 金 尾 孝 一 西伯郡大山町鉦戸600  
〃 杉 谷 洋 一 西伯郡大山町平294  
〃 椎 木 学 西伯郡大山町赤松1188  
監 事 上 田 英 勝 西伯郡大山町長田144  
〃 河 上 孝 西伯郡大山町所子424  
〃 遠 藤 拓 夫 西伯郡大山町坊領487  
平成24年5月17日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

理 事 田 中 満 信 西伯郡大山町莊田74  
〃 森 田 輝 顕 西伯郡大山町富岡8  
〃 谷 野 謙 一 西伯郡大山町上万448  
〃 堀 尾 晴 明 西伯郡大山町安原150  
〃 生 田 伸 一 米子市淀江町今津256-1  
〃 森 田 増 範 西伯郡大山町國信324  
〃 野 口 正 博 西伯郡大山町末吉602  
〃 国 野 正 好 西伯郡大山町上野203  
〃 瀬 尾 喜 義 西伯郡大山町野田14  
〃 片 山 良 孝 西伯郡大山町清原134  
〃 坂 田 正 利 西伯郡大山町中高423  
〃 小 原 收 西伯郡大山町豊房1621  
〃 小 掠 齊 西伯郡大山町豊房1357  
〃 建 部 愿 西伯郡大山町宮内173  
〃 遠 藤 毅 西伯郡大山町佐摩404  
〃 西 川 勝 西伯郡大山町鉦戸1029  
〃 椎 木 学 西伯郡大山町赤松1188  
監 事 飯 田 豊 西伯郡大山町長田351  
〃 山 本 宏 幸 西伯郡大山町所子178  
〃 遠 藤 拓 夫 西伯郡大山町坊領487  
平成24年5月18日就任 任期 4年

---

## 公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成24年12月7日

鳥取県収用委員会会長 松 本 啓 介

## 1 期日

平成24年12月12日（水）午前10時

## 2 場所

鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎 9 階 第20会議室

## 3 件名

二級河川塩見川水系塩見川広域河川改修工事（鳥取県鳥取市福部町細川地内から同市福部町海土地内まで）並びにこれに伴う国道、県道及び市道の付替工事（同河川の左岸に係るもの）

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成24年12月7日

鳥取県収用委員会会長 松 本 啓 介

## 1 期日

平成24年12月12日（水）午前11時

## 2 場所

鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎 9 階 第20会議室

## 3 件名

二級河川塩見川水系塩見川広域河川改修工事（鳥取県鳥取市福部町細川地内から同市福部町海土地内まで）並びにこれに伴う国道、県道及び市道の付替工事（同河川の右岸に係るもの）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成24年12月7日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

## 1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

## 2 開催の日時、場所等

散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成25年1月15日 午前9時から午後 1時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル 銃等射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	5人

## 3 講習課目

## (1) 猟銃の操作

ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い

イ 猟銃の点検

ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い

エ 射撃の姿勢及び動作

## (2) 猟銃の射撃

固定されている標的に対する射撃

#### 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

#### 5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

#### 6 携行品

(1) 技能講習に対応した銃砲及び実包

(2) 猟銃・空気銃所持許可証

(3) 技能講習通知書

#### 7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

---

## 調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年12月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

レンタカー賃貸借 3台

(2) 調達案件の仕様

レンタカー賃貸借仕様書による。

(3) 納車及び返納場所

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警備部警衛対策課

(4) 賃貸借期間

平成25年1月10日（木）午前10時から同年3月29日（金）午後5時までとする。

(5) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成24年12月7日（金）から同月27日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参

加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

- (3) 平成 21 年鳥取県告示第 717 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分がその他の賃借の自動車の登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成 24 年 12 月 19 日（水）午後 3 時まで 4 の (3) の場所に提出すること。

- (4) この公告に示した業務を確実に履行できる者であること。  
(5) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。

### 3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

### 4 入札手続等

- (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目 271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110

ファクシミリ 0857-29-3700

- (2) 仕様書に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目 271

鳥取県警察本部警備部警衛対策課

電話 0857-23-0110

ファクシミリ 0857-29-3700

- (3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

- (4) 入札説明書の交付方法

(1) の場所で平成 24 年 12 月 7 日（金）から同月 14 日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に (1) の担当部局へ電話により請求すること。

- (5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1) の場所に送付すること。

- (6) 入札及び開札の日時及び場所

平成 24 年 12 月 27 日（木）午後 1 時 20 分（ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月 26 日（水）午後 5 時までとする。）

鳥取市東町一丁目 271

鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎 2 階）

### 5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2 の入札参加資格に適合すること及び納車しようとするレンタカーが

入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成24年12月20日(木)午後5時までに提出し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第3項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

##### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### 7 その他

##### (1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

##### (2) 契約書作成の要否

要

##### (3) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

##### (4) 手続における交渉の有無

無

##### (5) その他

詳細は、入札説明書による。

---

## 正 誤

平成20年11月11日付鳥取県公報第8042号の鳥取県告示第733号(保安林の指定施業要件の変更について)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 4

行 下から7及び8

誤 東小鹿字小鹿田平1410の1、1410の2

正 大字東小鹿字小鹿田平1410の1、1410の2

---

平成21年6月30日付鳥取県公報第8105号の鳥取県告示第448号(保安林の指定施業要件の変更について)中次の

箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 2

行 19

誤 明地ヶ鳴654の1、654の2

正 字明地ヶ鳴654の1、654の2